

[事案 15-10] 契約転換無効確認請求

- ・平成 15 年 11 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 1 月 27 日 和解成立

< 申立人の主張 >

転換内容について正しく説明されることなく誤認に基づき転換契約を行ったので、転換はなかったものとして転換前の契約に戻すこと。

< 保険会社側の主張 >

裁定審査会への申立前から転換取り消し、被転換契約の復旧には応じられない旨折衝を行ってきたが、総合的判断の結果、転換契約を取り消し、転換前契約を復旧する和解案を提示する。

< 裁定の概要 >

裁定申立書受理後、相手方会社に対し答弁書の提出を求めたところ、上記のとおり相手方会社から和解の意向が示されたため裁定審査会として和解の仲裁を行い、双方に対し和解案を伝えたところ若干の修正をもって同意に至り、申立人の意向どおり転換後契約を無効とし保険料精算をする旨の和解が成立した。

本件は申立人からマスコミを通じて審理内容が報じられるという異例の状況が発生したが、裁定審査会は遅滞なく和解契約書を作成し、当事者双方の合意を得て平成 16 年 1 月、和解契約書の調印をもって解決した。